

四日市市告示第 410 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 追加区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 追加区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
		区域変更後起終点			
1	栄3号線	楠町南川字旭53-1	5.4~9.5	14.2	区域を変更する 幅員を変更する
		楠町南川字旭53	-	-	
		楠町南川字旭53-1	4.4~6.2	106.8	
		楠町南川字旭53	4.4~9.5	106.8	
2	楠駅-新浜町線	楠町南川字旭53-5	4.7~20.1	24.7	区域を変更する 幅員を変更する
		楠町南五味塚字地先652-29	-	-	
		楠町南川字旭53-5	2.6~13.8	923.2	
		楠町南五味塚字地先652-29	2.6~20.1	923.2	